

2008年 12月 5日

国土交通省 大臣 金子一義 様  
(都市・地域整備局  
まちづくり推進課 都市総合事業推進室) 御中

福山駅前水辺公園プロジェクト  
代表 三宅 國裕



福山市駅前広場整備事業に関する嘆願書

拝啓

寒冷の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、私たち水辺公園プロジェクトは、貴局まちづくり推進課 都市総合事業推進室窓口のまちづくり交付金事業の一環として、現在、工事進行過程にあります福山市駅前広場整備事業に関し、昨年10月より2ヶ月半ほどの短期間で10万人余の署名を集め、埋蔵文化財である福山城の外堀遺構を壊さずに活用するよう、福山市に対し計画の変更を求めているところでございます。

福山市は、私たちの働きかけに応じたかのように本年8月の市長選の直前になって、石垣の保存と交通機能を兼ね備えた案として変更案を発表いたしました。現在、基礎設計の段階で3名の専門委員と26名の懇談会委員で市が提案する2案を検討しています。しかしこの2案とも私たちが望んでいる現状保存活用とは程遠く、地下展示室で石垣を保存、地下送迎場は外堀遺構を壊して作るので追手門の橋台等大切な福山城の顔といわれるものが壊されてしまいます。石垣の保存と交通機能を兼ね備えたという市長の公約は実質的には反故にされています。

それに対して、福山駅前水辺公園プロジェクトとして駅前に外堀を活用した水辺公園を造り、交通機能も充足する案を作りましたので、協議をし、説明をしたいと福山市に申し入れしましたが、残念ながら、聞いていただけない状況です。市が提示した2案のどちらかを選べでは、専門委員会も懇談会も市民合意を得たという既成の事実を作るために開催されているようにしか思えません。このままではまちづくり交付金を使って大切な国史跡に追加指定も可能といわれている文化財が破壊されてしまいます。この状況を打破すべく、まちづくり交付金を交付される貴省に下記の通り嘆願申し上げます。

ご高察の上、適正な対応および処置をしていただきますよう切にお願い申し上げます。

今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

**1. 事実説明：** まちづくり交付金を利用して、貴重な文化財が破壊されようとしています。

福山市では、現在、まちづくり交付金を利用した福山駅前地下送迎場工事が進行しています。ところが、今、この工事現場の地下から出土した国史跡級の福山城外堀遺構が、破壊の危機に瀕しています。

**2. 嘆願内容：** 現地調査とまちづくり交付金の趣旨指導

工事を一旦中止し、福山市のまちづくり交付金申請手続き過程および現地の現地調査をお願いします。

**3. 嘆願理由：** 文化財保護法違反 まちづくり交付金使用目的・効果・効率の妥当性 市民合意など

国のまちづくり交付金申請の手続き手順に従って、書類上は一見不備のない交付金申請を市が行い、交付金の実施が決まりました。その結果、本来は、「地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした・・・」まちづくりであるはずの都市再生整備計画において、今、福山市はかけがえのない文化財破壊という状況に直面しています。現在は、文化財調査を名目に、本工事の鋼矢板が打たれている段階です。駅前に出土

した福山城外堀遺構の一部石垣が既に破壊されています。(工事進捗率 20%11 月末)

国土交通省管轄のまちづくり交付金は、「地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るための制度」(国土交通省ホームページより)と定義されています。国の予算を使うのですから、本来は市民もしくは国民のために意義ある事業に、この交付金は活用されなければなりません。

しかるに、文化財破壊という信じがたい公共工事が、福山市において行われつつあるのはなぜなのでしょう。文化財は、一旦破壊されると取り返せません。文化財は、福山市民のみならず日本の宝ではないでしょうか。多くの福山市民は、公共工事に対する疑念を益々深めております。

私たち市民団体は、福山市の交付金申請手続きに悪意もしくは重大な瑕疵があったと考えております。福山市の違法不当な行政処理を明らかにするために、過日 6 月 26 日、私たちメンバーは「住民監査請求」(添付資料)を行いました。つきましては、本件の影響の重大性を鑑み、貴局におかれましても、市当局のまちづくり交付金申請手続き過程において、文化財保護法違反などの違法もしくは詐欺的行為がなかったかどうかについて、早急かつ詳細にご調査下さいようお願い申し上げます。

なお、都市再生特別措置法の「まちづくり交付金の事前評価時における客観的評価基準」に照らし合わせて考えると、少なくとも次の点において、疑念を抱かざるを得ません。

① 目標の妥当性に関する疑問：

国史跡指定で重要文化財もある福山城遺構が福山駅裏に存在するという周知の事実に加え、計画当初から、福山駅前地下に福山城の外堀遺構が存在していることが明らかであったにもかかわらず、まちづくり交付金申請の際に、福山市は「歴史・文化を生かしたまちづくり」として申請しなかった。都市再生整備計画策定において、外堀遺構に関する記述がない。

② 計画の効果・効率性に関する疑問：

歴史的遺構を未来のまちづくりのために活用することは、次世代に責務を負っている現代人の勤めであり、全国的にも当然の流れであるにもかかわらず、福山においては、その議論すら十分に行われていない。

③ 計画の実現可能性に関する疑問：

既述の通り、地下送迎場が市民との合意に基づいた計画とは言い難く、また、文化庁との協議内容が明らかになり、外堀遺構の保存を支持する市民が日を追って増えている現状下、外堀遺構破壊を強行することによって、市民との間に大きな禍根を残すことになる。

④ 交付金申請手続きに関する疑問：

福山市は、「福山駅周辺整備推進協議会」の基本方針(平面計画)に従わず、都市再生計画を 4 度変更し、その過程において、平面計画から地下工事をともなう計画への変更を行っている。市当局は、後日、「福山駅周辺整備推進協議会」委員を個別で廻り、いつの間にか地下送迎場計画への変更承認を取りつけたと記録。駅前の工事予定地地下に福山城石垣遺構が存在することは、一般の市民さえ知っていた事実であり、市長および市当局は、当然のことながら事業計画着手前から知っていたはずだ。さらに、その後の市議会諮問時にも一部市会議員が、市長および当局に対して、外堀遺構の取扱いに関して慎重な対応を求めたにもかかわらず、外堀遺構を無視して大政翼賛的な議決で地下送迎場工事の承認を得た。これら一連の手続きは、都市再生特別措置法の本質を満たす合法的な手続きとはいえないのではないか。

詳しくは <http://www.sannomaru.com/ishigaki/> 福山駅前水辺公園プロジェクトホームページをご覧ください。

以上、ご高察の程、切にお願い申し上げます。

## I. 目標の妥当性

### ①都市再生基本方針との適合等

- 1) まちづくりの目標が都市再生基本方針と適合している。
- 2) 上位計画等と整合性が確保されている。

### ②地域の課題への対応

- 1) 地域の課題を踏まえてまちづくりの目標が設定されている。
- 2) まちづくりの必要性という観点から地区の位置付けが高い。

## II. 計画の効果・効率性

### ③目標と事業内容の整合性等

- 1) 目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。
- 2) 指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。
- 3) 目標及び事業内容と計画区域との整合性が確保されている。
- 4) 指標・数値目標が市民にとって分かりやすいものとなっている。
- 5) 地域資源の活用やハードとソフトの連携等を図る計画である。

### ④事業の効果

- 1) 十分な事業効果が確認されている
- 2) 事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。

## III. 計画の実現可能性

### ⑤地元の熱意

- 1) まちづくりに向けた機運がある。
- 2) 住民・民間事業者等と協力して計画を策定している。
- 3) 継続的なまちづくりの展開が見込まれる。

### ⑥円滑な事業執行の環境

- 1) 計画の具体性など、事業の熟度が高い。
- 2) 交付期間中の計画管理（モニタリング）を実施する予定である。
- 3) 計画について住民等との間で合意が形成されている。